

月賦による支払いのご案内

企画区分B商品で2万円を超える商品については月賦により購入することができます。

月賦償還月数表

購入等の代金	償還月数	毎月の給料支給日と期末・勤勉手当の支給日を併用して償還する場合の償還金額とその回数
2万円を超え 3万円以内	6月以内	* * * * *
3万円を超え 4万円以内	6月以内	5,000円 × 1回
4万円を超え 6万円以内	9月以内	5,000円 × 1回
6万円を超え 8万円以内	12月以内	10,000円 × 2回
8万円を超え 10万円以内	15月以内	10,000円 × 2回
10万円を超え 15万円以内	18月以内	15,000円 × 3回
15万円を超え 20万円以内	20月以内	20,000円 × 3回
20万円を超え 30万円以内	24月以内	30,000円 × 4回
30万円を超え 40万円以内	30月以内	40,000円 × 5回
40万円を超え 50万円以内	36月以内	40,000円 × 6回
50万円を超え 60万円以内	36月以内	50,000円 × 6回
60万円を超え 70万円以内	36月以内	60,000円 × 6回
70万円を超え 150万円以内	36月以内	ご相談ください

購入等の代金の償還期間は、上表の区分による月数となります。毎月の償還額は、購入等の金額（税込）を償還月数で割り100円未満の端数は初回に加えます。期末・勤勉手当と併用して償還する場合は、当該償還分を差し引いた後、前記の例により毎月償還額を算出します。

なお、組合員1人当たりの月賦支払金額の範囲は、2万円以上150万円以内です。現在利用中の月賦残高と合わせ、150万円を超える月賦利用はできませんので、今回の月賦利用で超える場合は、生協事務局までご連絡ください。